

堺市美原B&G海洋センター体育館

利用料金

令和2年4月1日からの新料金

専用利用

(単位：円)

区分			午前 9:00～12:00	午後1 13:00～15:00	午後2 15:00～17:00	夜間 17:30～21:00	
体育室	一般	全面	平日	3,100	2,500	2,500	5,500
			休日等	3,720	3,000	3,000	6,600
		半面	平日	1,550	1,250	1,250	2,750
			休日等	1,860	1,500	1,500	3,300
	高齢者 生徒等	全面	平日	1,550	1,250	1,250	2,750
			休日等	1,860	1,500	1,500	3,300
		半面	平日	775	600	600	1,375
			休日等	930	720	720	1,650
会議室	平日		600	500	500	1,450	
	休日等		720	600	600	1,740	

○「休日等」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日です。

○「高齢者・生徒等」の区分は、次のいずれかに該当する場合に適用します。

1. 利用者全員が18歳以下（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を含む）の場合。
2. 学校教育活動（大学を除く）において使用する場合。
3. 利用する団体の過半数が堺市在住の65歳以上の者である場合。

○入場料を徴収する場合は、堺市美原B&G海洋センター条例施行規則に定められた額を徴収します。

○美原B&G海洋センター体育館附属設備を利用する場合は、下記に掲げる利用料を徴収します。

※但し 美原B&G海洋センター体育館専用(団体)利用者に限り貸出を行います。

○利用する団体の過半数が堺市在住の障害者手帳を有する者である場合は、この表の「一般」または「高齢者・生徒等」料金の半額とします。ただし、10円未満の料金は切り上げます。

※障害者手帳を有する者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規程に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者。
- ・「療育手帳制度について」（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県及び指定都市の規定により、療育手帳の交付を受けている者。
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳を所持する者。

体育館附属設備の利用料金

(単位：円)

種類	単位		利用料
トランポリン	1台	1回	1,030
ウレタンマット	1枚	1回	510
審判台	1台	1回	110
得点板	1台	1回	110

○この表において1回とは、午前・午後・夜間のうちいずれか1つの時間帯です。